

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和 7 年（2025 年）6 月 25 日提出

議会運営委員会委員長

屋 良 栄 作

（提案理由）

協議等の場の見直しについて、議会改革会議の機能を各派代表者会議に集約するとともに、広聴参画会議を分割し、新たに参画会議と広聴会議を創設するほか、字句を整備するため、この案を提出する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、令和7年8月4日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	条例第26条第1項の継続的な議会改革 その他議会の活動に関する調査、協議 又は調整並びに議会に関する条例等の 検討、運用及び検証を行う。	[略]	
[略]			

備考

1～3 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	条例第21条の規定による議会の機能強化、条例第23条の議員研修の充実強化、 条例第26条第1項の継続的な議会改革 その他議会の活動に関する調査、協議 又は調整並びに議会に関する条例等の	[略]	

	検討、運用及び検証を行う。	
[略]		

備考

1～3 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広聴参画 会議	条例第7条第2項の市民が議会活動に参画する機会の確保、 <u>条例第9条第2項の市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場等</u> に関し、調査、協議又は調整を行う。	[略]	
広報会議	[略]		
議会改革 会議	条例第21条の規定による議会の機能強化、 <u>条例第23条の議員研修の充実強化等</u> に関し、調査、協議又は調整を行う。	<u>各会派から選出された議員</u> <u>議長により選任された議員</u>	<u>座長</u>

備考

1 [略]

2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副座長をもって招集権者とする。この場合において、座長及び副座長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。

3 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
<u>参画会議</u>	条例第7条第2項の市民が議会活動に参画する機会の確保等に関し、調査、協議又は調整を行う。	[略]	
<u>広聴会議</u>	条例第9条の規定により設ける意見を <u>広聴する機会等</u> に関し、調査、協議又は調整を行う。	<u>各会派から選出された議員</u> <u>議長により選任された議員</u>	<u>座長</u>
広報会議	[略]		

備考

1 [略]

2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の座長補佐をもって招集権者とする。この場合において、座長及び座長補佐ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。

3 [略]